

○富山県総合計画審議会条例

平成17年6月29日

富山県条例第98号

改正 平成21年3月25日条例第8号

改正 平成29年3月27日条例第3号

富山県総合計画審議会条例を公布する。

富山県総合計画審議会条例

(設置)

第1条 県政に関する総合的な計画の策定及び当該計画の実施の推進のための重要事項について調査審議するため、富山県総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、前条に規定する重要事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、及び知事に対して意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員60人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(顧問)

第8条 審議会に、必要な意見を聴くため、顧問を置くことができる。

2 顧問は、知事が委嘱する。

(専門委員)

第9条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験を有する者のうちから知事が任命する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、総合政策局において処理する。

(平21条例8・平29条例3・一部改正)

(細則)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(富山県総合開発審議会条例の廃止)

2 富山県総合開発審議会条例(昭和26年富山県条例第32号)は、廃止する。

附 則(平成21年条例第8号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成29年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。